

一般社団法人日本老年歯科医学会 研修機関制度規則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」という）認定医（以下「認定医」という）及び老年歯科専門医（以下「専門医」という）の養成に必要な、本会指導医（以下「指導医」という）の在籍、専門的な施設設備及び豊富な診療実績を有する研修機関を認定することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、本会は定款第3条第3号に基づき、本会研修機関（以下、「研修機関」という）を認定する。

第2章 新規認定

(認定資格)

第3条 研修機関の新規認定を受ける施設は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 本会認定制度委員会（以下「委員会」という）が実施する審査に合格した施設
- 2) 本会理事会で資格認定が承認された施設

(申請資格)

第4条 研修機関の認定を受ける施設は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 認定医、専門医の研修指導及び育成を行う施設
- 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設
- 3) 指導医が1名以上勤務（常勤もしくは非常勤）し、以下の研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられている施設
 - (1) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術の研修
 - (2) 学会及び研修会等に参加
 - (3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表
 - (4) 医療倫理、医療安全管理、感染予防対策及び個人情報保護等に関する研修
- 4) 研修の実施に必要な設備、図書などを有している施設
- 5) 教育行事の開催が恒常的に行われている施設

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が適正を認めた施設

(申請・審査・認定及び登録)

第5条 研修機関の新規認定を受けようとする施設は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第6条 研修機関の審査は、申請書類によって行う。

- 2 申請書類を委員会が審査し、評価する。
- 3 研修機関としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 4 委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第7条 研修機関の新規認定を受けた施設について、本会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、研修機関名簿に掲載する。

- 2 本会は研修機関名簿を公表する。

第3章 更新認定

(申請)

第8条 認定後5年毎に資格の更新を行わなければならない。

- 2 第4条に定める施設要件を満たさなければならない。
- 3 認定証交付日より更新申請時までの教育・研修指導実績及び診療実績を報告する。

第9条 資格の更新認定を受けようとする施設は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(審査・認定)

第10条 更新審査は申請書類により行う。

- 2 研修機関としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

(登録)

第11条 更新認定を受けた施設について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

(更新認定の保留)

第12条 認定資格の更新申請予定施設が事由により更新が困難な場合については、別に定める。

第4章 資格の喪失

第13条 研修機関は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 施設が資格の辞退を申し出たとき
 - 2) 第4条に定める施設資格を喪失したとき
 - 3) 第3章に定める更新手続きを行わなかったとき
 - 4) 委員会が研修機関として不適当と認めたとき
- 2 委員会は、本条第1項4)に基づく資格喪失については、当該研修機関に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第14条 前条により認定を取り消された施設は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

- 2 本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。

- 3 前条より、資格を喪失した施設であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 5 章 補則

第 15 条 委員会の決定に関し異議ある施設は、理事会に申し立てることができる。

第 16 条 第 5 条及び第 9 条に定める審査料等については、別に定める。

第 17 条 研修機関の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 18 条 研修機関の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 19 条 提出された申請書類の内容は認定審査のためのみに使用するものとする。

第 20 条 この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、令和元年 6 月 5 日から施行する。